

住民税係からのお知らせ

日頃より、村の税務行政にご理解とご協力いただきありがとうございます。

住民税は毎年6月に本算定をし、納税者皆さんに納税通知書を送付しています。住民税について、特に基本的な部分を抜粋しましたのでご覧ください。

住民税は1月1日現在の住所地で課税します

住民税は、1月1日現在の住所地で、前年の1月1日から12月31日までの1年間の所得に対して課税されます。そのため、1月2日以降に他の市町村に転居した場合でも、1月1日現在で居住していた市町村に全て納付しなければいけません（この場合、その年度の住民税は転居先の市町村から課税されることはありません）。

●平成29年度の住民税

平成28年の所得を基準に、平成29年1月1日現在の住所地で課税されます。

※住所地とは、住民基本台帳に記録されている所です。



所得割は前年の所得に応じて課税されます

所得割は住民税の大部分を占め、前年の1月から12月までの1年間の所得を基準に計算されます。具体的には、課税所得金額に道府県民税または市町村民税の税率を掛け、それから税額控除して税額が決定します。

所得割額 = (前年の総所得金額等 - 所得控除額) × 税率 - 税額控除額



住民税の税率は一律10%です

通常、納付する住民税は、「均等割」と「所得割」を合算したものです。それぞれの税率と標準税額は、原則以下のとおりです。

- 所得割 市町村民税6% + 道府県民税4% = 合計10%
- 均等割 市町村民税3,500円 + 道府県民税2,000円 = 合計5,500円



住民税を納める方法は2種類です

住民税を納める方法は、サラリーマンとそうでない人とで異なります。具体的には、「特別徴収」と「普通徴収」です。

●特別徴収

給与所得者（サラリーマン）については、給与を支払う者（事業主）が、その年の6月から翌年の5月（これが住民税という年度になります）までの12回に分けて給与から天引きします。そして、事業主がとりまとめて住民税を納付します。

●普通徴収

事業所得者や公的年金所得者、会社勤めをしていたが退職した場合など、給与から住民税を差し引けない人などを対象とした納税方法です。毎年6月に、村から納税義務者に納税通知書（納付書）を送付しますが、この納付書により役場や金融機関などの窓口で支払います。納期は6月・8月・9月・11月の年4期となっていますが、支払い月は先に配布している納期表をご確認ください。



■よくある質問

Q: 年度途中で勤めだしたけど自宅に納付書が届いた。

A: 年度途中で給与所得者（サラリーマン）になられた場合は、「普通徴収」から給与から天引きする「特別徴収」への手続きを勤務先の給与担当などで行ってください。



〈問い合わせ〉役場 税務課住民税係 TEL (67) 2703